

消 防 計 画 (例)

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、〇〇〇〇〇の防火管理業務について必要事項を定め、火災等各種災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、〇〇〇〇〇に勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の権限と業務)

第3条 管理権原者は、〇〇〇〇〇の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

2 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は〇〇〇〇〇とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。また、夜間・休日等で防火管理業務の一部を委託する場合には、別添「防火管理業務の委託状況」を添付すること。

(1) 消防計画の作成及び変更

(2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施

(3) 建築物(防火施設・避難施設含む)、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその監督

(4) 防火対象物の法定点検の立会い

(5) 消防用設備等の法定点検、整備及び立会い

(6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

(7) 火気の使用又は取り扱いに関する指導、監督

(8) 収容人員の把握と安全管理

(9) 管理権原者に対する助言及び報告

(10) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

(1) 消防計画の届出(変更の都度)

- (2) 建築物等及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 防火対象物定期点検の報告
- (5) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (6) その他防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建築物等、火気使用設備器具等の点検検査を行う自主検査員を別表1にとおり指定する。

(火元責任者の業務)

第7条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建築物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

(自主点検の実施)

第8条

(1) 自主検査

検査対象物	点検日	点検日	点検日	検査員等
建築物等	月 日	月 日	月 日	
火気使用設備器具等	月 日	月 日	月 日	
危険物施設	月 日	月 日	月 日	
電気設備	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	

(2) 消防用設備等の点検

消防用設備等種類	機器点検	総合点検	備考
消火器	月 日	/	
	月 日		
自動火災報知設備	月 日	月 日	
	月 日		
誘導灯	月 日	/	
	月 日		
	月 日	月 日	
	月 日		

※ 特定防火対象物 年1回、非特定防火対象物 3年に1回消防長へ報告
消防用設備等の点検は、〇〇〇〇〇に委託する。

連絡 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(点検結果報告の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、自主点検の結果を防火対象物台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、〇年に1回消防長に報告するとともに、記録を3年間保存しなければならない。

(不備欠陥事項の整備)

第10条 防火管理者は、各点検結果に基づく欠陥事項について改修計画を樹立し、管理権原者に報告するとともに必要な指示を受け、その促進を図るものとする。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第11条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者へ連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 改装、模様替え等を行うとき
- (4) その他防火管理上必要な事項

(従業員の遵守事項)

第12条 〇〇〇〇〇に勤務するすべての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品等を置かないこと
- (2) 消防用設備等の周辺には装飾等をせずに、その機能を阻害しないこと
- (3) 火災を発見した場合には、消防機関(119)に通報するとともに、防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること
- (4) 喫煙は指定した場所で行うこと

(火気等使用者の遵守事項)

第13条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暖房室内は常に整理整頓しておくこと
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を実施し安全を確認すること
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること
- (4) 終業時には、吸殻等を指定の場所へ集めること

第4章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の設置等)

第14条 ○○○○○の自衛消防組織は、○○○○○を自衛消防隊長に、防火管理者を副隊長とし、各隊員の指定及び任務、活動は別表2のとおりとする。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第15条 各点検審査員及び火元責任者は、地震等の災害を予防するため、第2章に基づく各種点検、各種検査にあわせて次の事項を行うものとする。

- (1) 建築物に付属する看板、各種機器、照明器具、工具棚等の落下防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認
- (3) 火気使用設備器具等の周囲に転倒又は落下する恐れのある物品の除去
- (4) 危険物の漏洩、流出等の防止措置
- (5) 各種機器における非常停止装置の機能確認

(地震後の安全対策)

第16条 防火管理者は地震の二次災害を防止するため、各火元責任者を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、破損、変形等の箇所については応急処置を行うとともに、全機種について安全を確認後に使用供給を開始すること。

(地震時の活動)

第17条 地震の活動は、第4章自衛消防組織に定める任務分担に基づき活動するほか、次の措置を行うものとする。

- (1) 各火元責任者は、他の職員と協力して担当区域内の火気使用設備器具から出火防止措置を行う
- (2) リフト等の下で作業している者は、ただちに安全な位置に避難する
- (3) 溶接作業等で火災発生の危険を伴う器具を使用している者は、電源や熱源を停止し安全を確保する
- (4) 自衛消防隊員は消防活動態勢をとる
- (5) 避難は、防災機関からの避難命令又は自衛消防隊長の状況判断により行う

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第18条 防火管理者は、次により防災教育を行い、防火管理の徹底を図るものとする。

- (1) 防災教育の内容、実施時期
- (2) 消防計画の周知、徹底に関すること
- (3) 防火管理に対する各社員務、並びに責任の周知、徹底に関すること

- (4) 火災予防上の遵守事項の徹底に関すること
- (5) その他火災予防上必要な事項に関すること

防災教育は次により実施する

対象者	実施時期
全従業員	月 日
	月 日
	月 日
新入社員	その都度

(防災思想の啓蒙)

第19条 防火管理者は、従業員をはじめ〇〇〇〇内に入出入りするすべての者の防災思想を高めるために次の事項を行うものとする。

- (1) 防災掲示板を作成、防災に関するポスター、パンフレット等の掲示
- (2) 火災予防運動の期間中や火災警報発令時、就業時等必要に応じ放送設備等による火災予防の呼び掛け
- (3) スライド、映画等による防災思想の高揚

(訓練の実施及び内容)

第20条 防火管理者は、次により防災訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施月日	訓練内容	
総合訓練	月 日 月 日	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施する。 必要と認める場合は、消防機関への指導を要請する。	
部分訓練	消火訓練	月 日 月 日	消火器具の取り扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練	月 日 月 日	消防機関（119）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練	月 日 月 日	避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

(訓練の実施報告)

第21条 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は、別添「消防訓練実施（計画）報告書」により消防署に報告するものとする。

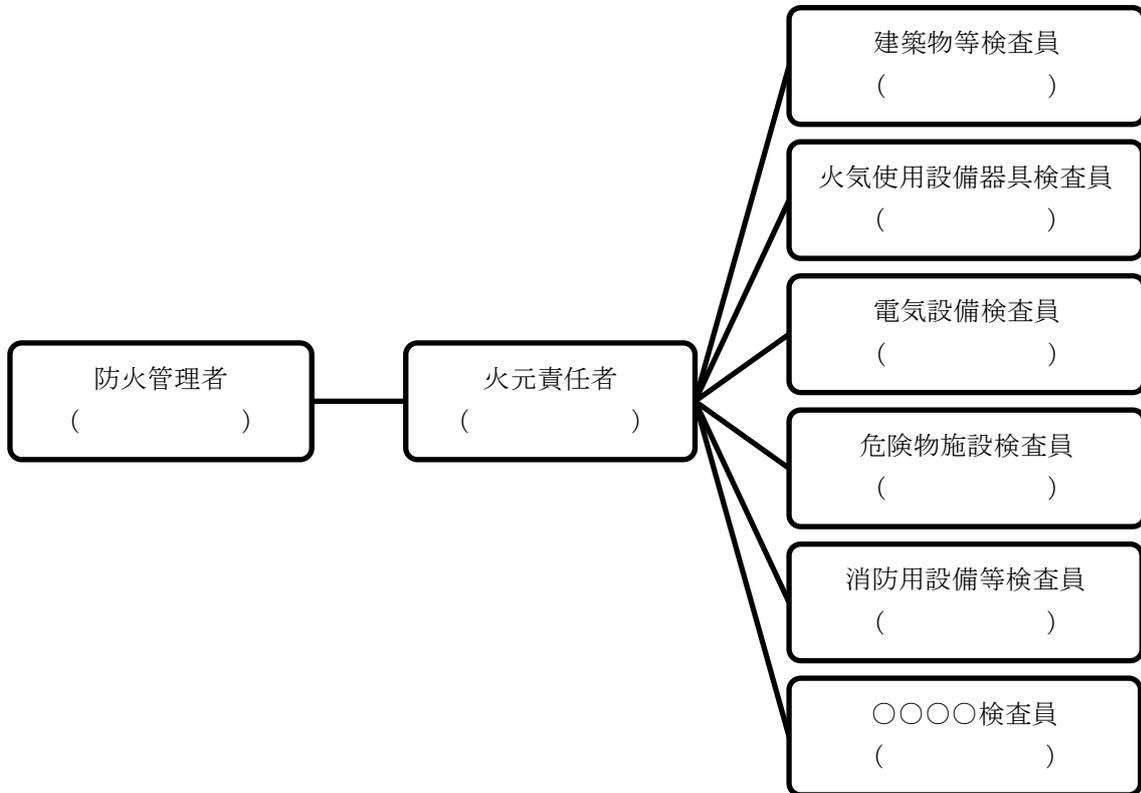
附 則

この計画は、令和 年 月 日から実施する。

必要図面

- 1 敷地内配置図
- 2 避難経路図
- 3 消防用設備等の配置図
- 4 危険箇所の表示

予防管理組織表



自衛消防隊組織表

係別等	氏名	任務及び自衛消防活動
自衛消防隊長		自衛消防隊員が災害活動及び訓練に従事する場合の指揮、命令を行う。 消防隊との密接な連携を図る。
副隊長		隊長を補佐、隊長不在の場合はその任務を代行する。
指導係		自衛消防本部を設置し、災害状況の把握と各隊員との情報連絡を行う。 関係資料を準備し、消防隊に対する情報提供を行う。
通報連絡係		消防機関への通報及びその確認と事業所内への通報を行う。 災害等の情報収集及び消防隊への情報提供、並びに避難誘導にあたる。
初期消火係		消火器具や消火栓等を用いて消火作業にあたる。
防護安全係		作業場、溶接器具、少量危険物貯蔵取扱所等の各種設備について次の防護安全措置を講ずる。 ①作業場の各種機器の停止及び電源の停止とシャッターの閉鎖等 ②酸素、アセチレンガス等の溶接ボンベの搬出 ③少量危険物貯蔵取扱所の機器の停止及び防火戸の閉鎖 ④その他防護安全に必要な措置
搬送係		延焼状況により、重要書類等の持ち出しとその管理にあたる。

防火管理業務の委託状況

(年 月 日現在)

< 常駐方式 ・ 巡回方式 ・ 遠隔移報方式 >

防火対象物名称	
管理権原者	
防火管理者氏名	
受託者の氏名 及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地)	氏名(名称) ○○○○警備会社 住所(所在地) 栃木県○○市○○○○ TEL
	担当事務所 ○○○○警備会社 ○○○○支店 TEL
受託者の行う防火 管理業務の範囲	遠隔移報方式 1. 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 2. 火災が発生した場合の初期措置 (関係機関への連絡、初期活動への協力)
受託者の行う防火 管理業務の方法	<ul style="list-style-type: none">・ 現場確認要員(警備員)待機場所・ 現場到着所要時間・ 防火対象物の管理区域・ 管理内容 (自動火災報知設備と通信回線による移報システムとの組み合わせに より火災の異常の有無を遠隔により監視)・ 監視する時間帯

消防訓練実施(計画)報告書

年 月 日

芳賀地区広域行政事務組合

消防長 様

報告者

下記の通り消防訓練を実施(計画)したので報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	TEL
	令別表第一に掲げる区分	項
	防 火 管 理 者 氏 名	
	収 容 人 員	名
日 時	年 月 日 時 分 から 時 分	
訓 練 種 別	消火訓練 避難訓練 総合訓練 その他()	
訓練の概要		
備 考		

(注) 訓練の種別欄は、該当するものを○で囲むこと。